

熊本市老人クラブ活動助成金及び老人クラブ健康増進助成金交付要綱

制定	昭和62年	6月	1日	制定
改正	平成11年	4月	1日	改正
	平成22年	6月	1日	高齢介護福祉課長決裁
	平成23年	7月	1日	高齢介護福祉課長決裁
	平成28年	2月	1日	高齢介護福祉課長決裁
	平成30年	3月	1日	高齢介護福祉課長決裁
	令和2年	3月30日		高齢福祉課長決裁
	令和3年	3月25日		健康福祉局長決裁
	令和4年	3月	4日	健康福祉局長決裁
	令和5年	10月	1日	高齢福祉課長決裁
	令和7年	2月10日		健康福祉局長決裁

(趣旨)

第1条 この要綱は、高齢者の老後の生活を健全で豊かなものにし、高齢者の福祉・健康の増進に資することを目的として、在宅福祉事業費補助金の国庫補助について（平成4年3月2日厚生省発老第19号）別紙「在宅福祉事業費補助金交付要綱」（以下「国補助金要綱」という。）に基づく在宅福祉事業費補助金を活用して単位老人クラブ（以下「単老」という。）に対し交付する熊本市老人クラブ活動助成金及び老人クラブ健康増進助成金（以下「助成金」という。）について、熊本市補助金等交付規則（昭和43年規則第44号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(助成対象団体)

第2条 助成金の交付の対象となる単老とは、老人クラブ活動等事業の実施について（平成13年10月1日老発第390号厚生労働省老健局長通知）に定める老人クラブに該当する組織であって、最低月1回の活動を9か月以上（新規結成単老は6か月以上）にわたって行うものとする。

(助成対象経費)

第3条 助成金交付の対象となる経費は、国補助金要綱第4項の表の高齢者地域福祉推進事業費の項に規定する老人クラブ事業に係る対象経費であって、第6条及び第11条の規定による交付決定があった年度の4月1日から翌年3月31日までに生じたものとする。ただし、30万円以上の財産の取得に係る経費を除くものとする。

(助成金の額)

第4条 助成金の額は、次のとおりとする。

- (1) 老人クラブ活動助成金 年額48,000円
 - (2) 老人クラブ健康増進助成金 年額5,000円
- 2 年度途中で活動の開始又は休止（解散を含む。）があった場合には、活動のない月について、老人クラブ活動助成金を月割りで減額して交付する。

(交付の申請)

第5条 助成金の交付の申請をしようとする単老（以下「申請者」という。）は、熊本市老人クラブ活動助成金及び老人クラブ健康増進助成金交付申請書（様式第1-1号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなけれ

ばならないこととする。ただし、第11条の申請と兼ねる場合は、同条の規定によるものとする。

- (1) 年間活動計画書
- (2) 収入支出予算書
- (3) 会員名簿
- (4) 会則
- (5) 前各号に掲げるもののほか、必要な書類

(交付決定)

第6条 助成金の交付の申請があった場合は、その内容を審査し、助成金の交付を決定したときは、熊本市老人クラブ活動助成金及び老人クラブ健康増進助成金交付決定通知書（様式第2-1号）により、当該申請者に通知するものとする。この場合において、必要な条件を付することとする。ただし、第11条の決定と兼ねる場合は、同条の規定によるものとする。

2 前項の規定による審査のために必要があると認められる場合は、現地調査その他必要な調査、質問等を実施するものとする。

(暴力団員等の排除)

第6条の2 前条の規定にかかわらず、申請者が熊本市暴力団排除条例（平成23年条例第94号）第2条第1号から第3号までに掲げるもの（第16条第4号において「暴力団員等」という。）に該当する場合は、助成金の交付の決定をしないことができることとする。

(計画変更の申請等)

第7条 助成金の交付の決定を受けた単老は、次の各号のいずれかに該当する場合には、あらかじめ助成事業計画変更申請書（様式第3号）に第5条各号に掲げる書類を添えて市長に提出し、その承認を受けなければならないこととする。ただし、軽微な変更については、この限りでない。

- (1) 事業に要する予算を変更しようとするとき。
- (2) 事業の内容を変更しようとするとき。
- (3) 事業を中止し、又は廃止しようとするとき。

2 助成金の交付の決定を受けた単老は、事業が予定の期間内に完了しないとき又は事業の遂行が困難となったときは、遅滞なく市長に報告してその指示を受けなければならないこととする。

3 第1項の申請書の提出があった場合又は前項の報告があった場合には、熊本市老人クラブ活動助成金及び老人クラブ健康増進助成金交付取消・変更通知書（様式第4号）により交付の決定を取り消し、又は変更することができることとする。

(実績報告)

第8条 事業を行う単老（以下「助成事業者」という。）は、事業終了後30日を経過する日又は当該年度の末日のいずれか早い日までに、実績報告書（様式第5号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならないこととする。

- (1) 年間活動報告書
- (2) 収入支出決算書又は決算見込書
- (3) 前2号に掲げるもののほか、必要な書類

(助成金の額の確定)

第9条 前条に規定する実績報告を受けた場合においては、その内容を審査し、事業の実績が助成金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めたとき又は助成決定額を減額したときは、交付すべき助成金の

額を交付決定通知に基づき確定し、熊本市老人クラブ活動助成金及び老人クラブ健康増進助成金交付決定通知書（様式第6号）により、当該助成事業者へ通知するものとする。

（助成金の交付）

第10条 助成金は、前条により確定した額を毎年度の事業終了後に交付するものとする。

（概算交付の手続き）

第11条 前条の規定にかかわらず、事業の遂行上その事業の終了前に交付することが適切と認めるときは、一括又は分割して事前に概算額を交付することができることとする。

2 前項に規定する概算交付の申請は、当該助成金の交付申請と同時に、又は当該助成金の交付申請後その交付決定前においても行うことができることとする。この場合において、当該概算交付の申請は、第6条の規定による助成金の交付決定があったときに効力を生じることとする。

3 助成金の交付申請と同時に概算交付の申請を行う場合は、熊本市老人クラブ活動助成金及び老人クラブ健康増進助成金交付申請書兼概算交付申請書（様式第1 - 2号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならないこととする。

- (1) 年間活動計画書
- (2) 収入支出予算書
- (3) 会員名簿
- (4) 会則
- (5) 前各号に掲げるもののほか、必要な書類

4 前項の規定による申請があった場合は、その内容を審査し、助成金の交付及び概算額の交付を決定したときは、熊本市老人クラブ活動助成金及び老人クラブ健康増進助成金交付決定通知書兼概算交付通知書（様式第2 - 2号）により申請者に通知するものとする。この場合において、必要な条件を付することとする。

5 助成金の交付申請後その事業の終了前において概算交付の申請を行う場合は、熊本市老人クラブ活動助成金及び老人クラブ健康増進助成金概算交付申請書（様式第7号）を市長に提出しなければならないこととする。

6 前項の規定による概算交付の申請があった場合は、その内容を審査し、概算額の交付を決定したときは、熊本市老人クラブ活動助成金及び老人クラブ健康増進助成金概算交付通知書（様式第8号）により助成事業者へ通知するものとする。この場合において、必要な条件を付することとする。

7 第4項及び前項の規定による審査のために必要があると認められる場合は、現地調査その他必要な調査、質問等を実施するものとする。

（オンラインによる申請等の手続）

第12条 この助成金に関し申請者が行う次に掲げる手続は、オンライン（インターネットに接続された各人の端末を利用して手続を行う方法をいう。以下同じ。）で行うことができることとする。

- (1) 助成金の交付申請及び概算交付申請
- (2) 実績報告
- (3) その他本市が認める手続

2 前項の規定によりオンラインで手続を行おうとする申請者は、電子申請システム（オンラインで助成金の交付に関する手続を行うために用いるシステムとして本市が指定するものをいう。以下同じ。）において、各手続における必要事項を入力するとともに、各手続に必要な添付書類をアップロードして送信しなければならないこととする。この場合において、申請者の本人確認は、あらかじめ申請者に対し発行したID・パスワードを電子申請システムで認証することにより行うこととする。

3 この助成金に関し本市が行う次に掲げる手続は、電子申請システムを使用してこれらに係る通知等を受け取る旨の申請者の意思表示があるときに限り、電子申請システムを用いてオンラインで行うことができることとする。この場合において、当該手続に係る通知等に記載する事項は、当該手続を書面で行う場合において記載する事項その他必要な事項とする。

(1) 助成金の交付決定及び概算交付決定

(2) 助成金の額の確定

(3) その他必要と認める手続

4 第2項後段の規定は、前項の規定によりオンラインで行われた本市の通知等を申請者が受領しようとする場合における本人確認について準用する。

(代表者変更及び解散届)

第13条 助成事業者は、代表者の変更があった場合又は単老を解散する場合は、代表者変更届（様式第9号）又は解散届（様式第10号）により速やかに、市長に報告しなければならないこととする。

(関係書類の整備)

第14条 助成事業者は、事業に係る経費の収支を明らかにした書類等を常に整備しておかなければならないこととする。

2 前項に規定する書類等の保存期間は、事業完了後5年間とする。

(調査及び是正措置)

第15条 必要と認めるときは、助成事業者に対し、事業に関する資料の提出を求めるなど、必要な調査を行うことができることとする。

2 前項の調査により不適正な事項があったときは、助成事業者に対し、その是正の指導等の必要な措置をとることとする。

(決定の取消し)

第16条 助成事業者が事業に関して次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、助成金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができることとする。

(1) 助成金の交付の決定の内容又はこれに付した条件その他法令又はこの要綱に基づく市長の指示に違反したとき。

(2) 助成金を他の用途に使用したとき。

(3) 虚偽その他不正の手段により助成金の交付を受けたとき。

(4) 暴力団員等に該当することが判明したとき。

(助成金の返還)

第17条 助成金の交付の決定を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に関し既に助成金が交付されているときは、期限を定めて、これを返還させるものとする。

2 交付すべき助成金の額を確定した場合において、既にその額を超える助成金が交付されているときは、期限を定めて、これを返還させるものとする。

(違約加算金)

第18条 助成事業者は、第16条の規定による取消しを受け、助成金の返還を請求されたときは、その請求に係る助成金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該助成金の額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既に納付した額を控除した額）につき年10.95パーセントの割合で計算した違約加算金を市に納付しなければならないこととする。

2 助成金が2回以上に分けて交付されている場合における前項の規定の適用については、返還を請求された額に相当する助成金は、最後の受領の日に受領したものとし、当該返還を請求された額がその日に受領した額を超えるときは、当該返還を請求された額に達するまで順次廻りそれぞれの受領の日において受領したものとする。

3 第1項の違約加算金を納付しなければならない場合において、助成事業者の納付した金額が返還を請求された助成金の額に達するまでは、その納付金額は、まず当該返還を請求された助成金の額に充てられたものとする。

(他の補助金等の一時停止等)

第19条 助成事業者が助成金の返還を請求され、当該助成金又は違約加算金の全部又は一部を納付しない場合において、その者に対して同種の事務又は事業について交付すべき他の補助金等があるときは、相当の限度においてその交付を一時停止することができることとする。

(雑則)

第20条 助成金の交付は、予算の範囲内で行うこととする。

2 この要綱に定めるもののほか、助成金の交付に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

1 この要綱は、昭和62年6月1日から施行する。

2 編入前の下益城郡城南町の区域の単老に対する助成金の額は、第3条の規定にかかわらず、平成27年3月31日までの間、年額48,000円（加入者数30人未満の単老にあつては、年額30,000円）の老人クラブ活動助成金とする。

附 則

この要綱は、平成11年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年2月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年3月1日から施行する。

附 則

1 この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

2 この要綱の施行の日前において、この要綱による改正前の熊本市老人クラブ活動助成金及び老人クラブ健康増進助成金交付要綱の規定に基づき作成された用紙は、当分の間、必要な調整をして使用することができる。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年10月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、令和7年2月10日から施行する。
- 2 この要綱の施行の日前において、この要綱による改正前の熊本市老人クラブ活動助成金及び老人クラブ健康増進助成金交付要綱の規定に基づき作成された用紙は、当分の間、必要な調整をして使用することができる。
- 3 この要綱は、令和10年3月31日をもって廃止する。なお、終期到来後の継続については、その必要性の検証を踏まえた上で、終期到来までに判断するものとする。

熊本市老人クラブ活動助成金及び老人クラブ健康増進助成金交付申請書

年 月 日

熊本市長 (宛)

老人クラブ名： _____
_____校区 _____町内(地区)

(代表者) 住 所：熊本市 _____ 区 _____

氏 名：会長 _____

電 話：自宅(_____) _____ —

携帯(_____) _____ —

熊本市老人クラブ活動助成金及び老人クラブ健康増進助成金交付要綱第5条の規定により下記のとおり申請します。また、提出書類について、助成金額に影響しない軽微な修正を熊本市が行うことに同意します。

記

- 1 助成事業の名称
令和 年度 熊本市老人クラブ活動助成金及び老人クラブ健康増進助成金
- 2 助成事業の目的及び内容
高齢者の老後の生活を健全で豊かなものにし、高齢者の福祉・健康の増進に資することを目的として老人クラブ活動を行うもの
- 3 助成対象事業費
別紙「収入支出予算書」のとおり
- 4 交付を受けようとする助成金の額
円
- 5 添付書類
 - (1) 年間活動計画書
 - (2) 収入支出予算書
 - (3) 会員名簿
 - (4) 会則
 - (5) その他

様式第1 - 2号(第11条関係)

熊本市老人クラブ活動助成金及び老人クラブ健康増進助成金交付申請書兼概算交付申請書

年 月 日

熊本市長 (宛)

老人クラブ名: _____

_____ 校区 _____ 町内 (地区)

(代表者) 住 所: 熊本市 _____ 区 _____

氏 名: 会長 _____

電 話: 自宅 (_____) _____ —

携帯 (_____) _____ —

熊本市老人クラブ活動助成金及び老人クラブ健康増進助成金交付要綱第5条及び第11条の規定により下記のとおり申請します。また、熊本市から交付される同助成金の請求を熊本市 _____ 区役所福祉課長に委任するとともに、下記の金融機関口座に支払われるよう依頼します。その他、提出書類について、助成金額に影響しない軽微な修正を熊本市が行うことに同意します。

記

1 助成事業の名称
年度 熊本市老人クラブ活動助成金及び老人クラブ健康増進助成金

2 助成事業の目的及び内容
高齢者の老後の生活を健全で豊かなものにし、高齢者の福祉・健康の増進に資することを目的として老人クラブ活動を行うもの。

3 助成対象事業費
別紙「収入支出予算書」のとおり

4 交付を受けようとする助成金の額
円

5 概算交付申請
(1) 概算交付申請額 円
(2) 概算交付申請理由

6 金融機関口座

金融機関名		支店名等	預金種目	口座番号
			普通・当座	
(フリガナ)				
口座名義人				

※ 口座名義人が代表者（会長）でない場合（会計担当者等）は、別途、委任状をご提出ください。

7 添付書類
(1) 年間活動計画書 (2) 収入支出予算書 (3) 会員名簿 (4) 会則 (5) その他

発第 号
年 月 日

住 所
申請者 名 称
代表者 様

熊本市長

熊本市老人クラブ活動助成金及び老人クラブ健康増進助成金交付決定通知書

先に申請のあった 年度熊本市老人クラブ活動助成金及び老人クラブ健康増進助成金については、熊本市老人クラブ活動助成金及び老人クラブ健康増進助成金交付要綱第6条の規定により、下記のとおり交付決定したので通知します。

記

- 1 助成事業の名称
年度 熊本市老人クラブ活動助成金及び老人クラブ健康増進助成金
- 2 助成事業の目的及び対象となる事業
高齢者の老後の生活を健全で豊かなものにし、高齢者の福祉・健康の増進に資することを目的として行う老人クラブ活動
- 3 助成対象事業費及び助成金額は、次のとおりとする。

助成対象事業費	円
助 成 金 額	円
- 4 助成金は、助成事業の終了後、確定された金額を請求により交付する。
ただし、助成事業の遂行上必要があると認められる場合は、一括又は分割して毎年度の助成事業の終了前に概算額を交付することができる。
- 5 交付の条件は、次のとおりとする。
 - (1) 助成事業に要する予算を変更し、又は事業の内容を変更しようとするときは、市長の承認を受けなければならない。
 - (2) 助成事業を中止し、又は廃止しようとするときは、市長の承認を受けなければならない。
 - (3) 助成事業が予定の期間内に完了しないとき又は助成事業の遂行が困難となったときは、遅滞なく市長に報告して、その指示を受けなければならない。
 - (4) 助成事業の終了後30日を経過する日又は当該年度の末日のいずれか早い日までに、実績報告書に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。
 - ① 年間活動報告書
 - ② 収入支出決算書又は決算見込書
 - ③ その他
 - (5) 概算額の交付を受けた場合において、確定された助成金の額が当該概算額に満たないときは、市長の指示するところに従い、速やかに当該差額を返還しなければならない。
- 6 助成の条件に違反した場合、不正行為がなされた場合その他市長が助成を不適当と認めた場合は、この決定を取り消し、又は助成決定額を減じることがある。この場合において、既に交付された助成金があるときは、その返還及び助成金の受領の日から納付の日までの日数に応じ年10.95パーセントの割合で計算した違約加算金を請求する。
- 7 前項に規定する請求に応じた助成金の返還等がされない場合において、本市が申請者に対し支払うべき他の補助金等があるときは、当該他の補助金等の交付を一時停止することがある。
- 8 本市監査委員が必要と認めたときは、地方自治法第199条第7項の規定により監査をすることがある。
- 9 市長が必要と認めたときは、地方自治法第221条第2項の規定により、助成事業の状況を調査し、又は報告を徴することがある。

発第 号
年 月 日

住 所
申請者 名 称
代表者 様

熊本市長

熊本市老人クラブ活動助成金及び老人クラブ健康増進助成金交付決定通知書兼概算交付通知書

先に申請のあった 年度熊本市老人クラブ活動助成金及び老人クラブ健康増進助成金については、熊本市老人クラブ活動助成金及び老人クラブ健康増進助成金交付要綱第6条及び第11条の規定により、下記のとおり交付及び概算交付を決定したので通知します。

記

- 1 助成事業の名称
年度 熊本市老人クラブ活動助成金及び老人クラブ健康増進助成金
- 2 助成事業の目的及び対象となる事業
高齢者の老後の生活を健全で豊かなものにし、高齢者の福祉・健康の増進に資することを目的として行う老人クラブ活動
- 3 助成対象事業費、助成金額及び概算交付額は、次のとおりとする。

助成対象事業費	円
助 成 金 額	円
概 算 交 付 額	円
- 4 交付の条件は、次のとおりとする。
 - (1) 助成事業に要する予算を変更し、又は助成事業の内容を変更しようとするときは、市長の承認を受けなければならない。
 - (2) 助成事業を中止し、又は廃止しようとするときは、市長の承認を受けなければならない。
 - (3) 助成事業が予定の期間内に完了しないとき又は事業の遂行が困難となったときは、遅滞なく市長に報告して、その指示を受けなければならない。
 - (4) 助成事業の終了後30日を経過する日又は当該年度の末日のいずれか早い日までに、実績報告書に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。
 - ① 年間活動報告書
 - ② 収入支出決算書又は決算見込書
 - ③ その他
 - (5) 確定された助成金の額が概算交付額に満たないときは、市長の指示するところに従い、速やかに当該差額を返還しなければならない。
- 5 助成の条件に違反した場合、不正行為がなされた場合その他市長が助成を不相当と認めた場合は、この決定を取り消し、又は助成決定額を減じることがある。この場合において、既に交付された助成金があるときは、その返還及び助成金の受領の日から納付の日までの日数に応じ年10.95パーセントの割合で計算した違約加算金を請求する。
- 6 前項に規定する請求に応じた助成金の返還等がされない場合において、本市が申請者に対し支払うべき他の補助金等があるときは、当該他の補助金等の交付を一時停止することがある。
- 7 本市監査委員が必要と認めたときは、地方自治法第199条第7項の規定により監査をすることがある。
- 8 市長が必要と認めたときは、地方自治法第221条第2項の規定により、助成事業の状況を調査し、又は報告を徴することがある。

助成事業計画変更申請書

年 月 日

熊本市長 (宛)

老人クラブ名 : _____
_____校区 _____町内(地区)

(代表者) 住 所 : 熊本市 _____ 区 _____

氏 名 : 会長 _____

電 話 : 自宅 (_____) _____ —

携帯 (_____) _____ —

先に助成金交付決定通知のあった _____ 年度事業については、下記のとおり計画を変更したので承認願います。
また、提出書類について、助成金額に影響しない軽微な修正を熊本市が行うことに同意します。

記

1 助成事業の名称

年度 熊本市老人クラブ活動助成金及び老人クラブ健康増進助成金

2 計画変更の内容

(1) 変更内容

- ☐ 事業に要する予算の変更
- ☐ 事業の内容の変更
- ☐ 事業の中止又は廃止

(2) 変更後の助成対象事業費

別紙「収入支出予算書」のとおり

(3) 変更後の助成金交付申請額

変更交付申請額 (A)	当初の交付決定額 (B)	差額 (A) - (B)
円	円	円

3 計画変更の理由

4 添付書類

- (1) 年間活動計画書
- (2) 収入支出予算書
- (3) その他

第 号
年 月 日

住所
申請者 名称
代表者 様

熊本市長

熊本市老人クラブ活動助成金及び老人クラブ健康増進助成金交付取消・変更通知書

先に交付決定した 年度熊本市老人クラブ活動助成金及び老人クラブ健康増進助成金については、熊本市老人クラブ活動助成金及び老人クラブ健康増進助成金交付要綱第7条の規定により、下記のとおり取消・変更したので通知します。

記

- 1 取消・変更後の助成金額
円
- 2 取消・変更の理由

実績報告書

年 月 日

熊本市長 (宛)

老人クラブ名 : _____
_____ 校区 _____ 町内 (地区)

(代表者) 住 所 : 熊本市 _____ 区

氏 名 : 会長 _____

電 話 : 自宅 (_____) _____ —

携帯 (_____) _____ —

年度の当クラブの事業実績について下記のとおり報告します。また、提出書類について、助成金額に影響しない軽微な修正を熊本市が行うことに同意します。

記

1 助成事業の名称

年度 熊本市老人クラブ活動助成金及び老人クラブ健康増進助成金

2 活動月数

ヶ月

3 会員数 (_____ 年 _____ 月 _____ 日現在)

名

4 添付書類

(1) 年間活動報告書

(2) 収入支出決算書又は決算見込書

発第 号
年 月 日

住 所
名 称
代表者 様

熊本市長

熊本市老人クラブ活動助成金及び老人クラブ健康増進助成金交付確定通知書

先に実績報告のあった 年度熊本市老人クラブ活動助成金及び老人クラブ健康増進助成金については、熊本市老人クラブ活動助成金及び老人クラブ健康増進助成金交付要綱第 9 条の規定により確定したので、下記のとおり通知します。

記

助成金 円

熊本市老人クラブ活動助成金及び老人クラブ健康増進助成金概算交付申請書

年 月 日

熊本市長 (宛)

老人クラブ名： _____
_____ 校区 _____ 町内 (地区)

(代表者) 住 所：熊本市 _____ 区 _____
氏 名：会長 _____
電 話：自宅 (_____) _____ —
携帯 (_____) _____ —

熊本市老人クラブ活動助成金及び老人クラブ健康増進助成金交付要綱第11条の規定により、下記のとおり申請します。また、熊本市から交付される同助成金の請求を熊本市 _____ 区役所福祉課長に委任するとともに、下記の金融機関口座に支払われるよう依頼します。その他、提出書類について、助成金額に影響しない軽微な修正を熊本市が行うことに同意します。

記

1 助成金概算交付申請額
円

2 助成金の概算交付申請理由

3 金融機関口座

金融機関名		支店名等	預金種目	口座番号
			普通・当座	
(フリガナ)				
口座名義人				

※ 口座名義人が代表者（会長）でない場合（会計担当者等）は、別途、委任状をご提出ください。

発第 号
年 月 日

住 所
名 称
代表者 様

熊本市長

熊本市老人クラブ活動助成金及び老人クラブ健康増進助成金概算交付通知書

先に申請のあった 年度熊本市老人クラブ活動助成金及び老人クラブ健康増進助成金については、熊本市老人クラブ活動助成金及び老人クラブ健康増進助成金交付要綱第11条の規定により下記のとおり概算交付します。

記

助成金概算交付額

円

（交付の条件）

- (1) 助成事業の終了後30日を経過する日又は当該年度の末日のいずれか早い日までに、実績報告書に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。
 - ① 年間活動報告書
 - ② 収入支出決算書又は決算見込書
 - ③ その他
- (2) 確定された助成金の額が概算交付額に満たないときは、市長の指示するところに従い、速やかに当該差額を返還しなければならない。

代表者変更届

年 月 日

熊本市長 （宛）

老人クラブ名： _____
_____校区 _____町内（地区）

（代表者）住 所：熊本市 _____区 _____

氏 名：会長 _____

電 話：自宅（ _____ ） _____ —

携帯（ _____ ） _____ —

当クラブの代表者について、下記のとおり変更しましたので報告します。また、提出書類について、申請内容に影響しない軽微な修正を熊本市が行うことに同意します。

記

- 1 新代表者の氏名
上記、届出者氏名のとおり
- 2 変更の理由
- 3 変更年月日

解 散 届

年 月 日

熊本市長 （宛）

老人クラブ名： _____
_____ 校区 _____ 町内（地区）

（代表者）住 所：熊本市 _____ 区 _____

氏 名：会長 _____

電 話：自宅（ _____ ） _____ —

携帯（ _____ ） _____ —

当クラブについて、下記のとおり解散しましたので報告します。また、提出書類について、申請内容に影響しない軽微な修正を熊本市が行うことに同意します。

記

1 解散の理由

2 解散年月日